

表3 平成3年度卒業者の就職先と出身地の状況 [単位 人(%)]

出身地	教員就職者		一般企業就職者		合計	
	就職者数	就職者数の内 地元出身者	就職者数	就職者数の内 地元出身者	就職者数	就職者数の内 地元出身者
広島県	101	74(73.3)	358	217(60.6)	459	291(63.4)
他府県	268	236(88.1)	1,063	273(25.7)	1,331	509(38.2)
合計	369	310(84.0)	1,421	490(34.5)	1,790	800(44.7)

広島大学を通しての学生の流れを見ると、平成3年度の卒業者は全国各地から入学しているが、そのうち広島県出身者もつとも多く、中国地区の他県、九州、関西地方からの出身者と続く(表四)。進学・自営等の二七・一〇の卒業者を除くと、地区別の入学者に対する就職者の割合は、関東地区の埼玉、千葉、東京、神奈川の場合二〇

表4 平成3年度卒業者の出身高等学校所在地と就職先の地域的分布 [単位 人(%)]

地域等	入学時	就職時	
北海道・東北地方	11(0.4)	2(0.1)	
関東地方	埼玉・千葉・東京・ 神奈川	23(0.8)	472(0.1)
	茨城・栃木・群馬	8(0.3)	4(16.9)
中部地方	152(5.4)	85(3.0)	
関西地方	三重・滋賀・奈良・ 和歌山	97(3.5)	20(0.7)
	京都・大阪・兵庫	317(11.3)	291(10.4)
中国地方	広島	813(29.1)	459(16.4)
	鳥取・島根・岡山・ 山口	579(20.7)	163(5.8)
四国地方	286(10.2)	107(3.8)	
九州地方	471(16.9)	175(6.3)	
国外 (含学士入学・大学検定)	38(1.4)	12(0.7)	
合計	2,795(100.0)	1,790(100.0)	

五二%、関西地区の京都、大阪、兵庫では九二%、広島県と中部地区では同じく五六%、そのほかの地区では一八・五〇%であった。大学院進学者が今後どの地区に就職するかわからないが、

広島大学には広島県を中心に関西から九州地区の学生が広く集まり、関東地区のみ増加となって移動していく。人口の極集中が広島大学を通しても起

西条地区における 駐車場整備手順について

交通問題対策委員会

本委員会は、平成五年四月の総合料
学部 本委員会は、平成五年四月の総合料
学部の移転をひかえ、西条地区構内に

おける交通安全の確保と良好な教育研
究環境の保持のため、西条キャンパス

交通問題について検討しているところ
ですが、このたび、駐車場需要と整備
計画について検討を重ねた結果、今後
は、平成五年十月頃に実態調査を実施
し、その結果を踏まえて需要台数の見
直し及び環境整備計画の進捗状況を考
慮し、左記の手順により構内交通規制
等を検討していきたいと思っております。
構成員の皆様方のご理解とご協力をお
願いたします。

記

駐車場整備手順

- 一、平成五年四月
学生(新入生) に対しての指導
的規制
*「入学の手引」による指導
- 二、平成五年十月
実態調査
*駐車需要台数
*規制効果
*今後の規制方法
- 三、平成六年四月
(実態調査結果により実施)
構内通行証の発行(無料)
*規制方法(教職員・学生別、
距離等の規制)
*管理員の配置

四、環境整備が整った時期

構内通行証の発行(有料)

*規制方法(教職員・学生別、距離、抽選)

*ゲートの設置(維持運営方法)

*管理員の配置

五、駐車場が不足の場合
立体化又は造成

〔入学の手引〕

交通規制について

地球にやさしい環境づくりは、これから我々人類の大きな課題であり、大学の教育研究にとっても重要な課題です。また、学内外で学生の交通事故が多発しております。

このような事情から、本学構内の交通安全を確保し、良好な教育研究環境を保持するため、次のような交通規制を実施しています。

〔西条地区構内〕

東広島市内は、広島市内に比べて交通機関が不便ですが、安全で公害の少ない公共交通機関(電車、バス)をできるだけ利用することとし、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車による

入構は、次のような交通規制を実施していますので遵守してください。

一、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車により入構するためには、構内通行証が必要です。

二、構内通行証の交付を申請する際には、次の証明書が必要です。

- ① 学生証
- ② 運転免許証
- ③ 自動車検査証(原動機付自転車を除く。)
- ④ 任意保険の契約を締結していること

三、申請の受付は、学部生(一、二年次生)は総合科学部厚生補導係、大学院生は各学部の厚生補導担当係です。

四、構内通行証の交付を受けたら、自動車の場合は運転席前面に置き、自動二輪車及び原動機付自転車の場合は、車体に貼付してください。

五、自動車等は、必ず所定の場所に駐車(輪)してください。

〔東千田地区構内〕

広島市内は、電車、バス等の公共交通機関が整備されていますので、通学には、徒歩若しくはこれらの交通機関を利用してください。
なお、次のような交通規制を実施し

ていますので遵守してください。

一、自動車による入構は、通学距離の遠近にかかわらず一切認められません。

ただし、身体的な理由がある者又は法学部・経済学部一部の学生で、自動車を使用しなければ通学が困難である者については、在籍する学部の厚生補導担当係で相談してください。

二、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車による入構については、次の規則に従ってください。

- (1) 自動二輪車による通学を希望する学生(一、二年次生)は、総合科学部厚生補導係(大学院生については各学部の厚生補導担当係)に届け出てステッカーの交付

を受け、所定の箇所へ貼付してください。

- (2) ステッカーの交付を申請する際には、次の証明書が必要です。

- ① 学生証
- ② 運転免許証
- ③ 自動車検査証
- ④ 自動車保険証(任意保険を含む。)

(3) 原動機付自転車又は自動二輪車を利用する者は、各門の下車ライ

ン箇所下車し、構内は手押しで通行しなければなりません。

(4) 駐輪場は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車毎に置場を区分して設置していますので、標識に注意し、所定の場所に駐輪してください。

